

いじめ防止基本方針

- いじめは、いずれの学校でも、どの子にも起こり得るという認識で臨む。
- いじめは、人間として絶対に許されないという意識で臨む。
- 未然防止、早期発見、即時対応の3つの視点から、その対応を適宜改善していく。

【目指す子ども像】

やさしく【共感できる子ども】 かしく【考動できる子ども】 たくましく【心も体も元気な子ども】

【PTAとの連携】

- 大野木場小学校
- PTA本部役員会
- PTA評議員会
- PTA専門部会
- PTA学級部会

学校で作成した基本方針・組織・行動計画等について、「PTA本部役員会」等で浸透を図る。

【いじめ対策委員会】

- 校長・教頭・教務主任・いじめ防止担当者（生活指導主任）・養護教諭で組織する。適宜、対策委員会を開催し、対応策を決め、実行する。
- 「学校支援会議」との連携を図る。学校で作成した基本方針・組織・行動計画等について、学校支援会議の中で浸透を図るとともに、児童の状況、学校としての対応等を報告し、必要に応じて構成員の意向を取り入れ、改善を図る。

【関係機関】

南島原警察署生活安全課
南島原警察署深江駐在所
南島原市こども未来課
南島原市学校警察連絡協議会
南島原市教育委員会
深江地区青少年健全育成協議会
南島原市校長会
南島原市教頭会
大野木場小学校学校支援会議
大野木場小学校区民生委員懇話会
いじめに関する相談窓口

【いじめの防止】

- ・ 校長を中心に一致協力した指導体制の確立を図る。
- ・ いじめ防止担当者を校務分掌に位置付け、組織としていじめ防止に努める。
- ・ いじめ防止校内研修会を開催し、研修を行う。
- ・ 子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。教職員も同様、相手の心や立場を理解し、自他の良さを大切にし、相手を思いやる心を育てる。
- ・ 生徒指導の最重点努力事項に以下の点を位置付け、全校で組織的に取り組む。
- ・ 「いじめや不登校の根絶をめざす温かな人間関係の形成に努める。」
- ・ 特別支援教育の視点からソーシャルスキルの研修会を開催し、人間関係づくりについての指導方法を研修する。
- ・ 互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを行う。
- ・ ピア活動を推進する。

【早期発見】

- ・ 学級担任及び全教職員は、平時より児童理解に努める。
- ・ 学級担任を中心として、観察、語りかけ、学習状況、生活状況、連絡帳や日記等から、児童の状況の把握に努める。
- ・ 養護教諭、各種支援員等他の教職員は、児童理解に努めるとともに、変化があれば、即座に管理職員及び担任へ連絡し、児童の状況・背景を把握し、必要に応じて、保護者・関係機関と連携をとり、対処する。
- ・ 個人面談やなかよしアンケートを実施し、児童の心理・行動の把握に努める。
- ・ 生徒指導連絡会を開催し、気になる児童についての共通理解を図る。

【いじめに対する措置】

○緊急の対応Ⅰ（いじめられている子どもを守る対応）

- ① いじめの発見・通報を受けたときには、特定の教職員で抱え込まず、「いじめ対策委員会」へ報告し、速やかに組織的に対応する。
- ② いじめられた児童への心のケア
- ③ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保
- ④ 正確かつ迅速な事実関係の把握

○緊急の対応Ⅱ（集団構造の正確な把握を4層構造で行う。）

- ① いじめと疑われる行為を発見したときには、その場でその行為をやめさせ、正確かつ迅速な対応を行う。
- ② いじめの中心人物と関わっている子どもの把握と対応
- ③ 観衆、傍観者の把握と対応

○緊急の対応Ⅲ（保護者・関係機関との連携）

- ① いじめられている子どもの保護者への迅速かつ正確な連絡
- ② いじめている側の保護者への連絡
- ③ 学年や全校の保護者への連絡
- ④ 再発防止と警察等との連携を図りながら毅然とした対応を図る。